

ヘルパーステーションこの花

指定訪問介護・指定訪問介護相当サービス

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一視同仁会が開設するヘルパーステーションこの花指定訪問介護もしくは指定訪問介護相当サービス（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護福祉士又は訪問介護研修の修了者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者に対し、適正な指定訪問介護もしくは指定訪問介護相当サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員などは、要介護者などの心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(名称)

第3条 事業の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|---------|------------------|
| 一 名 称 | ヘルパーステーションこの花 |
| 二 所 在 地 | 秋田県湯沢市川連町字久保7番地2 |

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- | | |
|---|---|
| 一 管 理 者 | 1名 |
| 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。 | |
| 二 サービス提供責任者 | 介護福祉士 1名（常勤職員 訪問介護員兼務） |
| サービス提供責任者は、事業の利用申込に係る調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。 | |
| 三 訪問介護員など | |
| 介護福祉士 | 3名（常勤職員1名 サービス提供責任者兼務、
非常勤職員2名 内1名管理者兼務） |
| 初任者研修 | 1名（非常勤職員） |
| 訪問介護員などは、事業の提供にあたる。 | |

(営業日及び営業時間とサービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間は次の通りとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 一 営業日 | 月曜日から金曜日 |
| 二 営業時間 | 午前8時00分から午後5時00分まで |
| 三 サービス提供日 | 年中無休 |
| 四 サービス提供時間 | 午前0時から午後12時まで（24時間対応） |

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- 一 身体介助
 - 二 生活援助
- 2 要介護状態または要支援状態にある高齢者ではない者もしくは事業対象者ではない者に前項に定めるサービスを提供する場合の利用料の額は、重要事項説明書に定める金額とする。
 - 3 事業を提供した場合の利用料の額は、指定訪問介護については厚生労働大臣、指定訪問介護相当サービスについては市町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その一割、二割または三割の額とする。
 - 4 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業実施地域の境界から1キロメートルにつき20円。(1km未満の端数については切捨てとする。)
 - 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第7条 訪問介護員などは、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、別紙 通常の事業実施地域一覧表の区域とする。

(衛生管理等)

- 第9条 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じるものとする。
- 一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、感染症及び食中毒に係わる研修並びに訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。

(業務継続計画)

- 第11条 事業者は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者がサービスの提供を継続的に受けられるよう、業務継続計画を策定するものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護員などの資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 ケースカンファレンス（月1回）

二 技術研修（年3回）

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。